

平成 2 9 年

赤平市議会第2回臨時会会議録（第1日）

4月28日（金曜日） 午前10時00分 開 会  
午後 1時54分 閉 会

○議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第207号 専決処分の承認  
を求めることについて（赤平市税  
条例の一部改正について）  
日程第 5 議案第208号 市長等の給与の  
特例に関する条例の制定について  
日程第 6 議案第209号 赤平市固定資産  
評価員の選任について

7番 伊藤新一君  
8番 獅畑輝明君  
9番 御家瀬 遵君  
10番 北市 勲君

○欠席議員 0名

○説明員

市 長 菊島好孝君  
教育委員会教育長 多田 豊君  
監査委員 早坂忠一君  
選挙管理委員会  
委員長 壽崎光吉君  
農業委員会会長 田村元一君  
副市長 伊藤嘉悦君  
総務課長 熊谷 敦君  
企画課長 畠山 涉君  
財政課長 尾堂裕之君  
税務課長 田村裕明君  
市民生活課長 町田秀一君  
社会福祉課長 井波雅彦君  
介護健康推進課長 斉藤幸英君  
商工労政観光課長 林 伸樹君  
農政課長 野呂道洋君  
建設課長 高橋雅明君  
上下水道課長 杉本悌志君  
会計管理者 蒲原英二君  
あかびら市立病院  
事務長 永川郁郎君  
教育 学校教育  
委員会 課 長 大橋 一君

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第207号 専決処分の承認  
を求めることについて（赤平市税  
条例の一部改正について）  
日程第 5 議案第208号 市長等の給与の  
特例に関する条例の制定について  
日程第 6 議案第209号 赤平市固定資産  
評価員の選任について

○出席議員 10名

1番 木村 恵君  
2番 五十嵐美知君  
3番 植村真美君  
4番 竹村 恵一君  
5番 若山武信君  
6番 向井義擴君

|                          |             |           |
|--------------------------|-------------|-----------|
| ”                        | 社会教育<br>課 長 | 伊 藤 寿 雄 君 |
| 監 査 事 務 局 長              | 中 西 智 彦 君   |           |
| 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長 | 熊 谷 敦 君     |           |
| 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長     | 野 呂 道 洋 君   |           |

○本会議事務従事者

|             |              |           |
|-------------|--------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 栗 山 滋 之 君    |           |
| ”           | 総務議事<br>係 長  | 安 原 敬 二 君 |
| ”           | 総 務<br>議 事 係 | 野 呂 律 子 君 |

(午前10時00分 開 会)

○議長(北市勲君) これより、平成29年赤平市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

(午前10時00分 休 憩)

(午前10時50分 再 開)

○議長(北市勲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、2番五十嵐議員、9番御家瀬議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は3件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第4 議案第207号専決処分の承認を求めることについて(赤平市税条例の一部改正について)を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(熊谷敦君) [登壇] 議案第207号専決処分の承認を求めることについて、赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことから、赤平市税条例の一部改正が必要になり、平成29年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

専決処分書。

赤平市税条例の一部改正について。

別紙について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

本市に関連する地方税法等の主な改正内容といたしましては、個人所得課税改革における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、自動車取得税におけるエコカー減税の見直し、自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し、固定資産税等における居住用超高層建築物に係る課税の見直し、地域の中小企業における設備投資の支援を目的とした償却資産に係る固定資産税の特例措置の追加などがございますが、このうち控除対象配偶者の定義等の変更につきましては施行日が平成31年1月1日になることから、専決処分には含めず、しかるべき時期に所要の改正についてご提案を申し上げます。

条例改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1ページから5ページをご参照願います。第33条第4項及び第6項につきましては、市民税の申告に

において特定配当等の所得を有する者と特定株式等譲渡所得金額を有する者に係る総所得金額の算定に関する規定でございますが、課税方針について提出された申告書に記載された事項やその他の事項を勘案して市長が決定することとして、それぞれ字句を改めるとともに、所要のただし書きを追加するものでございます。

第34条の9第1項につきましては、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除について規定したものでございますが、第33条第4項及び第6項の改正に伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

第48条につきましては、法人に係る申告納付についての規定でございますが、第1項から第7項について字句の整理を行い、第5項において延滞金の計算の基礎となる期間に係る整備のための字句の追加を行うもので、第6項につきましては法人において申告、申請等書類の提出が期限までに行われない場合のうち、その理由が災害等によるものの期限の延長を適用する規定の要件について法人税法の改正に伴い引用する条項を改めるものでございます。

6ページから10ページをご参照願います。第50条につきましては、法人の市民税に係る不足税額の納付の手続について定めておりますが、第1項について字句を改め、第2項については不足額の納付に係る延滞金の起算日となる納期限についての規定を第4項第1号の場合において同様に適用することとするため字句を追加するもので、第4項につきましては延滞金の計算の基礎となる期間の規定について引用している地方税法施行令が改正されたことに伴い字句を改めるものでございます。

第61条第8項につきましては、固定資産税の課税標準についての規定でございますが、大規模の償却資産や震災等により滅失した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について引用する地方税法の改正に伴い条項等を改めるものでございます。

第61条の2につきましては、地方税法に規定されている家庭的保育事業、民間訪問型保育事業及び事

業所内保育事業の用に供される家屋等に係る固定資産税の課税標準に対する乗率を市の条例で定めることとなりましたことから、条を追加し、それぞれの割合を国の基準を参酌することとして、第1項から第3項までを追加するものでございます。

第63条の2につきましては、居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について現行の区分所有者に係る家屋と同様区分所有者全員の協議による補正方法の申し出についての規定でございますが、地方税法施行規則が改正になったことに伴いこれを引用する条項を改めるとともに、字句の整理を行うものでございます。

63条の3につきましては、共用土地に係る固定資産税の按分についての規定でございますが、各項におきまして字句の整理を行い、第2項につきましては被災市街地復興推進地域に定められた場合の特例を震災等発生後4年度分に限り所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様に扱いを受けることとするため、規定の整備をするものでございます。

11ページから17ページを参照願います。第74条の2につきましては、被災住宅用地の申告についての規定でございますが、第1項は申請書類の提出方法等手続について、第2項は被災市街地復興推進地域として適用を受けた場合の固定資産税の特例期限を震災等発生後4年間適用するなどの規定について、それぞれ字句の追加と所要の改正を行うものでございます。

附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例を定めたものでございますが、地方税法の改正に伴い市民税所得割の額として政令で定める額を免除できるとする特例の適用期間を3年間延長することとして、字句の改正を行うものでございます。

附則第10条につきましては、読みかえ規定でございますが、地方税法の改正に伴い引用する条項を改めるものでございます。

附則第10条の2につきましては、固定資産税等の

課税標準をわがまち特例として定めてございますが、引用している地方税法が改正されたことにより第7項から第14項については引用している条項を改め、第15項と第17項につきましては特例適用期間を終了したことにより削除するとともに、項を繰り上げ、それぞれ引用する条項を改めるものでございます。また、特定事業所内保育施設に係る固定資産税等の課税標準の特例を市町村の条例で定めることとなりましたことから、第17項を追加し、さらに都市緑地法の規定により指定された土地に係る固定資産税等の課税標準の特例について前項と同様市町村の条例で定めることとなりましたことから、第18項を追加するものでございます。

附則第10条の3につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めてございますが、第2項から第8項につきまして引用する地方税法施行規則の改正に伴い字句を改めるもので、改正後の第9項と第10項につきましては地方税法により耐震改修が行われた住宅及び特定熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額規定が新設され、市町村に申告書の提出が適用の条件とされたことにより新たに追加するもので、第9項につきましては第2項の追加により項を繰り下げ、第11項とし、引用する地方税法施行令等の改正に伴い字句を改めるものでございます。

18ページから25ページをご参照願います。附則第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例を規定したものでございますが、地方税法によるグリーン化特例の適用期間が2年間延長されたことに伴い第5項から第7項を追加し、これに伴い第3項の字句を改めるものでございます。

附則第16条の2につきましては、新たに軽自動車税の賦課徴収について定める必要があることから、前条による適用の有無の判断方法、納付すべき軽自動車税に不足があった場合の取り扱い、不足額に対する加算額の割合などについて規定をそれぞれ第1項から第4項に追加するものでございます。

附則第16条の3につきましては、特定配当等の所得について市長が提出された申告書に記載された事項、その他事情を勘案して課税方式を決定できることとするため字句を整理し、第33条の改正に伴い字句を改めるとともに、特例の除外規定について号を追加して、所要の整理をするものでございます。

附則第17条の2第1項につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を定めたものでございますが、特例期限を3年間延長することとした法の改正に伴い字句を改めるもので、第2項につきましては確定優良住宅地等予定地のための譲渡についても前項の特例を適用することを規定しておりますが、前項同様字句と引用する法の条項を改めるものでございます。

附則第18条の3につきましては、引用する法が削除されたことで削除し、第18条の4を繰り上げ、引用する条項等を改めるものでございます。

前条の削除により繰り上がった附則第18条の3につきましては、引用する法が改正されたことに伴い見出し及び条文中の字句を改めるものでございます。

附則第18条の4につきましては、地方税法における児童福祉法に規定されている家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供される家屋等に係る都市計画税の課税標準に対する乗率を、また附則第18条の5につきましては都市緑地法に定める市民緑地の用に供する土地に係る都市計画税の課税標準に対する乗率をそれぞれ市の条例で定めることとなりましたことから、国の基準を参酌して設定し、条を追加するものでございます。

附則第18条の8から第18条の15につきましては、宅地及び商業地等における都市計画税や市街化区域、農地に対する都市計画税の特例等についての規定でございますが、前条の追加によりそれぞれ1条ずつ繰り下げ、引用している法の改正に伴い字句を改めるなど所要の改正を行うものでございます。

26ページから34ページをご参照願います。附則第

20条の2につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例について定めたものでございますが、第4項につきましては申告された所得について提出された申告書に記載された内容、その他の事情を勘案して市長が課税方式を決定することができることを明確にすることとした法の改正に伴い、所要の字句の整理と号の追加等を行うものでございます。

附則第20条の3につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例について定めたものでございますが、第4項につきましては前条第4項と同様市長が課税方式を決定することとして字句の整理と号の追加等を行い、第6項につきましては第4項の改正に伴う字句の整理など所要の改正を行うものでございます。

改正附則でございますが、附則第1条といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するなどとして施行期日を定めたもので、附則第2条につきましては市民税に関する経過措置を規定し、附則第3条につきましては固定資産税に関する経過措置を規定し、附則第4条につきましては軽自動車税に関する経過措置を規定し、附則第5条につきましては都市計画税に関する経過措置を規定したもので、附則第6条につきましては赤平市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、改正内容といたしましては次のページの附則第6条関係としまして、附則第16条の2を改めるとして改正規定を追加し、平成26年9月定例会において議決をいただきました赤平市税条例の一部を改正する条例の一部改正としまして、第2条につきましては附則第16条において軽自動車税に係る改正を行ったことに伴い所要の規定を整備したものでございます。

改正附則でございますが、附則第1条につきましては、この条例は公布の日から施行するとしたものでございますが、第1号及び第3号につきましては第2条の改正に伴う字句の追加など整備し、それぞれ施行期日を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議

賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第207号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第207号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第207号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

---

○議長（北市勲君） 日程第5 議案第208号市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊島好孝君）〔登壇〕 議案第208号市長等の給与の特例に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

このたびの本市職員による公金及び団体会計の運営費に係る不正使用につきましては、今後のまちづくりに向けまして市民と行政が一体となり、持続可能なまちを創生するべく取り組んでいるさなかの不祥事ございまして、市政に対し市民の信頼を損な

う極めて遺憾なことであります。改めて市議会並びに市民の皆様に深くおわびを申し上げる次第でございます。常に職員は市民全体の奉仕者として誠実に職務を遂行しなければならず、あってはならないことであり、弁明の余地のないものであります。今後におきましては、公金等の管理体制を再点検し、チェック体制の確立はもちろん、再発の防止と市民の皆様への信頼回復に全力を尽くす次第であります。まことに申しわけございませんでした。

赤平市職員の懲戒の手續及び効果に関する委員会の審議を経まして、本人につきましては懲戒免職処分を、関係職員につきましては懲戒処分及び訓告、嚴重注意処分をそれぞれ4月7日付で行ったところではありますが、このたびの事態に対する理事者としての責任について明らかにするために本議案を提案するものでございます。

以下、議案の内容につきまして申し上げます。議案第208号市長等の給与の特例に関する条例。

第1条は、市長及び副市長の給料の額の特例を定めるもので、市長の平成29年5月の給料の額は赤平市特別職の給与に関する条例附則第2項の規定にかかわらず30%を減額し、月額57万1,900円とし、副市長の平成29年5月の給料の額につきましても同様に30%を減額し、月額46万6,800円とするものであります。

第2条は、教育長の給料月額の特例を定めるもので、教育長の平成29年5月の給料の額は赤平市教育委員会教育長の給与等に関する条例附則第3項の規定にかかわらず10%を減額し、月額51万6,400円とするものであります。

次に、附則でございますが、第1項は、この条例は、平成29年5月1日から施行するものでございます。

第2項は、この条例は、平成29年5月31日限り、その効力を失うこととしたものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。これよ

り、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○1番（木村恵君） まず、今の提案説明の中ですけれども、4月5日に公金及び団体会計運営経費に係る着服の事故について、また4月7日、今ありましたが、職員の処分についてはそれぞれ委員会のほうに報告がありました。本議案の中で第2条に教育長の給料月額の特例として10%の減額が示されております。

そこで、お聞きをしますが、今申し上げました5日、7日の委員会においては教育長は出席をされておらず、責任の所在においても議論の対象になっていませんでした。委員会で市長、副市長、謝罪等もされておりましたし、本日も皆さん今謝罪をされておりましたが、教育長の処分というのはどういった経緯でこうなったのかということをお聞きしたいと。市長、副市長、教育長それぞれどういった理由でこの処分になったのかをお伺いしたいと思いません。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 市長、副市長については市長部局ということでございますので、当然の処分でございますが、教育長については教育部局に関する不祥事ではございませんが、本市で3度目の不祥事であるということでありまして、市の理事者としての責任として10%1カ月の減ということとなっております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 市長部局と3度目の不祥事なので、教育部局もということで、さらに重たくということになるのかと思います。特別職全体で責任をとるという姿勢ということなのではないでしょうか。過去に教育長の処分というのがなかったわけですから、そういうふうを受けとめたいと思います。

そこでですけれども、今回この公金及び団体会計運営費に係る着服事故、再発防止策を過去2回あったことから、とっていたところでありましたが、結果としてまた起こってしまったということで、再発防止策、先ほど提案の中でもありましたが、管理体

制の再点検、またチェック体制の確立と述べられておりました。今後さらに強化されていくと思いますけれども、こういった内容でこの再発防止策を強化されたのか、事務的な内容ですので、総務課長にお伺いをしたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 今後の対策についてお答えをさせていただきます。

これまで5つの注意事項に加えまして月決めで出納状況をチェックする、これは決裁をすると。これに加えまして周知徹底を図るべき関係課に今現在掲示をしております。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 関係課に新しく掲示をされているというものですが、私それも見させていただきました。今までの5つの項目プラス月決めで出納状況をチェック、決裁するという事になっておりました。ただ、同じように今までもやってきて、今回の事件ということになりますので、私も団体会計持っている各課に聞き取りをしましたけれども、さらにその課独自で再発防止策を持っている課もありました。社会福祉課に関しては、委員会のほうでも報告があり、8項目持っておりました。今回重たい処分をということで今説明ありましたので、処分しただけとにならないようにこの再発防止策を年月とともにとか、そういったうっかりとかということにならないようにしっかり行っていただきたいと思えますけれども、改めて最後に市長に今後のこの取り組みに対する姿勢をお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 今総務課長からお話がありました。私たち理事者も一緒になってそういう管理体制のチェックをこれからも行っていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君） ただいまの議案第208号につ

いてですけれども、ただいま市長のほうから提案の説明ございましたが、まず1点目は、ただいま木村議員からも教育長に対しては聞きましたけれども、このパーセンテージを出してきた経緯といいますか、考え方をもう一度確認させていただきたいというふうに、減額のパーセンテージです。この金額に至った考え方、それから附則の中にある期間、この期間をこのように決めた考え方、この2点確認させていただきたいというふうに思います。お願いいたします。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） パーセンテージの件でございますが、3度目の不祥事ということもございまして、前回以上の処分ということで考えておまして、月については30%の1カ月ということで考えまして、前は10%の2カ月ということでしたけれども、それよりも重い処分ということで30%1カ月ということでございます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君） 前回と比べて今回の30%の1カ月が妥当ということの考えのもとでということ認識をしてよかったですか。もう一度お願いいたします。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 前回より重い処分ということで、妥当というふうに考えております。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君） ただいま一連の不祥事について、きょうは4月6日の懲罰委員会に続いて市長、副市長が30%、教育長が10%と三役の責任を重く受けとめた減給の姿勢との処分であったというふうに思いますが、この不祥事の重みと、今副市長からも書いてありますけれども、3回目の不祥事ということで厳しく処分を決めたということでありまして、私はこの不祥事の重みもさることながら議会に対する姿勢に対しさまざまな不手際も報告が遅れたのも含めて同時にあったという認識もございまして、そういう意味で質疑をさせていただきます。



ますけれども、3月7日以降の一連の不祥事は、3月の17日に副市長に担当課より報告がされております。その懲罰の対象となる担当上司の人事が進められ、4月5日に私たち議員に事件の報告がされるといった進め方は、議会の議決権と行政の執行権の権能をあわせ持っているという対等の立場であり、年度末に臨時会において課の設置条例を議決した重みでは議会の権能を著しくゆがめられたというふうに議会議員の一人として、こんなような進め方に失望を感じている次第でございます。市長、副市長はこの点どのように受けとめているのか改めて伺いたいと思います。

また、事件の調査と同時に人事が進められたことによって職員の仕事への士気の低下にもつながっているのではないかと。上司ご本人が何よりも一番つらく感じているのではないかとお察しいたします。市長は民間出身で、3年目であり、こうした不祥事の対応と同時に進めていく人事などのあり方についてはわからないにしても、行政運営では副市長は職員出身であり、その責任は極めて重いというふうに思います。この点どのように副市長は受けとめるか伺いたい。

また、市長はこのような役所環境で行政力が発揮できるかどうか、どのようにこの処分を、30%、受けとめて、絡んだ取り組みの中でのご回答をよろしくお願いいたします。

**○議長（北市勲君）** 市長、ちょっと待ってください。

五十嵐議員、今のは質疑にならない。質問になってしまうのです。というのは、質疑というのは今回出された議案について内容を明確にすることを聞くのが質疑であって、今のは質問に当たります。それで、今回の今の言葉についてはちょっと取り上げませんので、答弁させません。どうぞ、五十嵐議員。

**○2番（五十嵐美知君）** そのような、例えばこれは質問に受けとめるか、質疑で受けとめるかというのはそれぞれの感覚の違いも多少は私あるのではないかと思います。そういう意味では、ただ事件のこ

の30%の重みを受けとめた減給になるのか、それとも今までの流れの進め方も含まれているのかを聞いています。

**○議長（北市勲君）** 私のほうで議長として、今の質問については議案に対する明確にするための質疑とは受けとめておりませんので、議長の権限で今の質問は、むしろこれは質問に当たりますので、とめさせていただきますと思います。ご理解していただきたいと思います。

**○議長（北市勲君）** 植村議員。

**○3番（植村真美君）** いろいろと一連の内容をお聞かせいただきましたけれども、前日のほうにいろいろと報告もいただいている部分がありまして、このたびは先に監督責任のある方たちの処罰も聞いているところでございますけれども、このたびこの減給の処罰に至った者は特別職の3名のみということでございました。この3者だけにとどまった理由を教えてくださいたいと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（北市勲君）** 市長。

**○市長（菊島好孝君）** 確かに原課の職員の方々にはもちろん常日ごろ現場を預かっている身ですから、責任はあると思います。でも、やはりそれを見逃していた責任の長である市長の責任は、理事者の責任は私は重いというふうに思っております。確かに職員なりにそれぞれの懲罰を与えましたし、私は理事者として私どもがとれる責任は私どもできちっととっていくということで今回そういう処罰を、処分をさせていただきました。ご理解いただきたいと思います。

**○議長（北市勲君）** 教育長。

**○教育長（多田豊君）** 議員さんのご質問の中に教育長の処分に関する事項もございましたので、私の立場から一言申し開きをさせていただきたいと思えます。

ご存じのように、新しい法律のもとに私は市長に教育長として任命をされました。従来は教育委員として議会の同意をいただいて、教育委員会の中で教

育長を拜命してきたわけですけれども、新制度の中では教育行政全般を市長からとり行うように任命された立場であります。ご存じかと思えますけれども、日ごろ私は赤平市が設置している公立小中学校の教職員に対して服務規律の遵守、厳守をたびたび口にしている立場であります。そういうことから、市の理事者三役の一員であるということで同等の責任を負いながらも、赤平市の職員ばかりでなくて、赤平市の設置するこの教職に対する服務監督の立場からも同等にとり行っていかなければならないという意味では責任の所在は同等だろうというふうに考えております。そういうことで、分け隔てなくこの際責任を負うし、職員に対する監督も同様に行っていくということで今回の措置になったというふうに解釈しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第208号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君） 委員会に付託してください。

○議長（北市勲君） ただいま五十嵐議員からこの第208号について委員会付託の要請がありました。これについてちょっと検討いたしたいので、暫時休憩いたします。

（午前11時32分 休憩）

（午後1時45分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま委員会に付託の動議が提出されました。これより、動議に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北市勲君） 所定の賛成者がおりましたので、本動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議がありますので、起立により採決をいたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北市勲君） 起立少数であります。

よって、議案第208号については、委員会に付託されたいとの動議は否決されました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 議案第208号について反対討論をいたします。

理由としましては、大きく2つあります。まず、1点目はこのたびの不祥事に対する理事者の処分である本案が十分に審議されていないという点です。市民の皆さんに対するたび重なる不祥事の責任と謝罪、そして今後の信頼回復の姿勢を示すものとして委員会付託すべきと私は考えておりましたが、十分な議論が尽くされたとは思えず、採決に至ったからであります。

2点目は、質疑に名前が出ていたとのことで、質疑の最後に教育長が発言をされましたが、その中で以前は教育委員の中から選ばれていたが、新制度となり、教育行政全般を担っている三役の一員として同等の責任をとっていく、分け隔てなく責任をとりたいたいと思っているということが述べられました。それであればなぜ市長、副市長は役職の違いがあるのに30%カットで、教育長は10%なのか。最初の私の質疑で副市長の答弁である程度納得がいくところありましたが、教育長のその発言から納得ができないということになりました。平成21年度の処分では、市長、副市長は10%、8%と処分が異なっておりま

した。今回同等に30%になっております。先ほど教育長の発言ではこの点が理解できず、この点についても納得ができません。よって、市民の皆さんに対する説明が不十分なままでこの処分を認めることはできないということから、反対の立場をとるというものであります。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 議案第208号の市長等の給与の特例に関する条例に対し反対の立場で討論させていただきます。

先ほどの提案説明に対し、市長、副市長の30%、教育長の10%減額についてこれまで以上に重い処分を下された内容に対し、議会報告のおくれや一連の進め方の不手際などの責任も重く受けとめていたの重い減額となったのかお聞かせいただきたかったのですが、委員会付託もされませんでしたので、これでは十分な審議がされたとは到底思えません。したがって、いま一度このことをしっかり受けとめていただいた上で各議員の賛同を求め、反対討論とさせていただきます。

○議長（北市勲君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第208号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北市勲君） 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（北市勲君） 日程第6 議案第209号赤平市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊島好孝君）〔登壇〕 議案第209号赤平

市固定資産評価員の選任につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

前赤平市固定資産評価員でありました下村信磁氏の辞任に伴いまして、その後任といたしまして田村裕明氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

記といたしまして、田村裕明、生年月日、昭和34年5月17日でございます。

また、経歴につきましては、別添参考資料のとおりでございます。昭和59年、赤平市に奉職以来33年余りにわたりまして各分野での行政職歴のもと、現在赤平市税務課長の職にあります。同氏の豊富な経験から赤平市固定資産評価員として適任と考えるので、ご同意賜りますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第209号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第209号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第209号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

---

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成29年赤平市議会第2回臨時会を閉会いたします。

（午後 1時54分 閉 会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)